

2022年度職場改善諸要求(運輸所関係)に関する業務委員会開催!

12月13日、地本は2022年度職場改善要求(運輸所関係)に関する申し入れについて、関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、前田副委員長、下茂業務部長、渡邊組織部長、細田車両担当部長、梶田運輸担当部長。会社側は、足立人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、紫牟田車両課課長、深谷人事課係長でした。

「申」第8号2022年度職場改善要求(運輸所関係)に関する申し入れ(2022年9月20日申入)

2022年度職場改善諸要求の申し入れ(運輸所関係)は、運輸所で働く全ての乗務員の改善要求である。全申入れ59項目中、44項目全てに於いて昨年と同じ回答であり、改善を行う意志が全くなく、誠意のない姿勢に抗議する。

I. 新幹線各駅・各車両所における危険箇所及び設備の改善要求

(1) 各車両所の昇降台(手摺りのサビ・階段滑り止め・頭上の突起物・長さ等)を整備すること。

【回答】必要な修繕は実施している。今後も申告があれば個別に対応していく。

(2) 東二両着発25番線における手歯止め使用に関し、No.3位に変更すること。

【回答】手歯止めの設置位置については、新幹線運転士運転取扱標準(ブロック図)に規定されており、現行の通りとする。

(3) 気温35度以上の日は、熱中症対策として巡回行路を中止すること。

【回答】必要な熱中症対策は講じており、そのような考えはない。

(4) 安全通路での左右確認喚呼は、「右よし・左よし」に戻すこと。

【回答】対象物を確認喚呼することが重要だと考えており、現行の通りとする。

(5) 名古屋電留線昇降台付近、安全通路付近及び東一両安全通路付近の雑草は、定期的に伐採すること。

【回答】状況を見て、必要な草刈は実施している。

(6) 名古屋電留線の安全通路は不安定箇所(コンクリートブロック)を整備すること。

【回答】状況を見て、必要な修繕は実施している。

(7) 新横浜駅におけるホーム柵の鎖錠鍵は一か所に変更すること。昨年、新大阪駅25、26番線博多方ホーム柵の鍵を撤去(令和3年11月30日)した理由を、「鍵が2箇所付いているから」と支社が説明した。その理屈でいくと、新横浜駅にお

る鎖錠鍵も同等である。また、本線留置に伴う付加時間を5分間付加すること。

【回答】現状で対処されたい。尚、必要な労働時間は確保している。

会社として、コロナに関してかなり幅広く労災認定されている認識であり、社員の労災申請にはより一層の速達化を要求する。

II. コロナウイルス感染防止対策に対する要求

(1) 検温は、職場入口（全日警詰所）で行うこと。

【回答】各職場の実情に合わせて検温実施を指定している。尚、運輸所については出勤点呼時に乗務員の心身状態の確認と合わせて、点呼執行者が検温を実施するものとしている。

(2) 検温実施に伴う、労働時間を1分付加すること。

【回答】必要な時間は労働時間として、確保している。

(3) 発熱37.5度以上時の勤務認証は、私傷病扱いとせず在宅勤務とすること。

【回答】そのような考えはない。

(4) 一時帰休及び在宅日勤等の指定については、公平・公正に扱うこと。

【回答】会社が責任を持って指定を行う。

(5) 全社員にPCR検査を実施すること。

【回答】こまめな手洗いや手指の消毒等による感染予防や検温等の健康管理を徹底しており、現時点でPCR検査を実施する予定はない。尚、個別の事象に対するPCR検査の受検要否については、保健所の指示があればそれに従う。

(6) 新型コロナウイルス感染症罹患時の勤務扱いで、就労制限を適用している職場があるなど、職場によって違いがある対応をしている。勤務扱いを明確にすること。

【回答】陽性であるか否かに関わらず、一般的に熱などの症状があれば私傷病休暇となる。但し、本人の希望による年休とすることは妨げない。

(7) 新型コロナウイルス感染罹患時に新たにコロナ罹患休暇（有給休暇）を新設すること。

【回答】そのような考えはない。

(8) 濃厚接触者の勤務扱いもコロナ罹患休暇に準じて在宅（有給休暇）にすること。

【回答】そのような考えはない。

(9) 新型コロナウイルス感染防止対策として、緊急事態宣言時は、各種委員会及び定例訓練を中止すること。

【回答】必要な業務については、感染予防対策を実施したうえで引き続き実施していく。

(10) 社員が新型コロナウイルスに感染した場合、包み隠さず速やかに公表すること

【回答】関係個所においては、既に掲示等で周知しており、必要な範囲で体調把握をしている。体調が悪い場合等にはすみやかに申告するよう社員に周知している。

(11) 新型コロナウイルス感染罹患した場合の労災申請は、会社が積極的にサポートすること。

【回答】労災申請は本人申請が基本であり、申し出があれば会社として必要な対応は実施する。

III. 責任事故等起こりうる危険箇所の改善要求

(1) 各駅、各車両所の停止位置目標・一旦停止標識を見やすくするため、LED化すること。あるいは、名古屋車両所回送線にある停止限界標識と同じようにLED

で照査すること。

【回答】 駅、車両所の停止位置目標及び一旦停止標識は、箇所ごとに標板の劣化状態等を鑑み、必要な修繕・取替を行っている。

寝室・備品等の設備に問題があれば現場管理者等に報告するか、乗務報告書に記載すれば対処すると回答！！乗務員の皆さん、不具合や不良を発見したら遠慮なく申告して行きましょう！！

IV. 寝室・備品等、職場内設備の改善要求

(1) 寝室のシーツ交換は社員に行わせず、業者に委託すること。

【回答】 現行の通りとする。

(2) 三島車両所、寝室のハンガー掛けの高さを低くすること。

【回答】 現状でも特に問題ないと考えており、そのような考えはない。

(3) 大阪第二運輸所浴室の黒カビを掃除すること。

【回答】 浴室については毎日清掃を行い、衛生面に於いて管理を徹底しているところであり、故障や不具合等が発生した際は迅速に対応を行っている。

(4) 大阪第二運輸所浴室の排水口を定期的に消毒と清掃をすること。

【回答】 排水溝の清掃は毎日実施している。消毒も定期的に行っている。

(5) 寝室の布団及び毛布を定期的に乾燥させること。

【回答】 休養室の布団の乾燥については定期的に実施しており衛生上問題がないと考えている。尚、汚れの酷いものについては都度交換するので、必要により管理者等に申告されたい。

(6) 寝室に空気清浄機及び湿気が除去出来るエアコンプラズマクラスターに変更すること。

【回答】 必要な清掃や換気は実施しており、現状で対処されたい。

(7) 寝室のエアコンの清掃を定期的に行うこと。

【回答】 定期的に清掃しているため、現行通りとする。

(8) 寝室のスリッパをゴムスリッパに変更し、定期的に交替すること。

【回答】 現状でも特に問題ないと考えており、そのような考えはない。

(9) 寝室の枕及び枕カバーを全て新調すること。

【回答】 必要な交換は実施している。不具合がある場合は適宜申告されたい。

(10) 各運輸所内の浴室に設置している洗濯機・乾燥機を増設すること。

【回答】 現行通りとする。

(11) 東二両3階、5階洗面所に乾燥機を設置すること。

【回答】 現行通りとする。

(12) 各ロッカーにタオル掛けを設けること。

【回答】 現状で対処されたい。

(13) 寝室の浴衣は、各サイズ（L/M/S）を用意すること。

【回答】 現行通りとする。

(14) 寝室のダニ対策を定期的な行うこと。

【回答】 衛生管理は適切に行っている。

(15) 寝室のカビ対策を定期的に行うこと。大阪第一・第二運輸所寝室のベッドに設置している照明の傘がカビだらけである。早急に撤去すること。

【回答】 カビ対策は定期的に行っている。また、照明の傘については撤去済みである。

(16) 東京第一運輸所の男子及び女子の寝室が老朽化している、改善すること。

【回答】不具合が発生した際は、適宜申告されたい。

毎月 25 日の勤務発表時の白日指定に対し、勤務種別「乗務員」と指定しているだけで全く問題ないと主張。いずれ法廷の場で明らかになる！！

V. その他の改善について

(1) 規程類訂正は労働時間で行うことと労基署から指導があったが、乗務員の労働時間の区分に新たに規程の訂正時間を設けること。また、訓練時間内で行うこと。

【回答】規程の訂正に掛かる時間については、規程の訂正内容や個人により作業時間の異なるものの、いずれも労働時間内に出来る範囲内と認識しており訓練時間に行う考えはない。

(2) 訓練の待ち時間は、2項超勤とすること。

【回答】そのような考えはない。

(3) 制服の更衣時間を労働時間とすること。

【回答】そのような考えはない。

(4) 運転士の体調の異常に対応するため運転士免許取得の車掌を必ず1人以上乗せること。

【回答】そのような考えはない。運転士が体調に異常を感じ、代替乗務員がいない場合は、列車を停止させ、必要な対応を行う。

(5) 運転中の安全確保及び異常時の迅速対応を考慮して車掌3人乗務とすること。

【回答】これまでも安全の確保のために、各種取組を進めてきたことから、そのような考えはない。

(6) 連続休暇の不可日をなくすこと。

【回答】繁忙期等、状況により連続休暇の申し込み不可日は発生するため、現行通りとする。

(7) 乗務員は、年間予備月が8ヵ月あり、生活設計に影響があるので休日は前月10日に発表すること。

【回答】そのような考えはない。現在、勤務予定発表では就業規則を上回る措置を交番勤務者のみ行っている取扱いである。予備者に対策同様の措置を取ることは勤務作成の都合上難しいものとする。

(8) 毎月25日の勤務発表時の白日をなくすこと。

【回答】就業規則第54条及び第55条の規定に基づき、会社は適切に予備勤務者に対して勤務を指定している。具体的には毎月25日までに勤務指定表を発表しており、勤務指定表において「勤務種別」を指定している。具体的な行路番号を記載していない日は、就業規則別表第2に規定する勤務種別「乗務員」を指定しているものである。尚、就業規則の規定は、法令に則っている。

(9) 新大阪ホーム詰所は、常時使用可能とすること。

【回答】必要な詰所は開放しているため、現状で対処されたい。

(10) 各乗務員待機室及び各乗務員休養室における業務用・私物携帯電話の電波状態を改善整備すること。また、Wi-Fiを設置すること。

【回答】現行通りとする。

(11) 業務用携帯電話のイヤホンは、コードが邪魔で引っかかるなど危険性があることからワイヤレスにすること。

【回答】現行の使用が適していることから、そのような考えはない。

(12) 東京駅の折り返し座席汚損交換は、SMTが行うこと。

【回答】現在の業務分担が適切であると考えている。

(13) 大阪の運輸所入口は、守衛の警備員がいることからカードリーダーの通しは止めること。

【回答】現行通りとする。

(14) 各車両所での進路構成時における注意喚起の音声ガイダンスを新設すること。

【回答】現状の通り、線路横断時に一旦停止し、左右確認することで安全を確保すること。また、R3年6月に鳥飼基地構内に触車防止のフラッシュライトを設置するなど適宜対策は実施している。引き続き触車事故対策は不断に検討していく。

(15) 三島車両所3Fの待機スペースを拡張すること。また、浴室に下駄箱を設置すること。

【回答】三島両3階乗務員待機室に椅子を必要数用意しており、待機室内の混雑を避けるため鞆置き場を乗務員待機室前に設置している。待機スペースは相互に譲り合って頂きたい。また、浴室内に下駄箱を設置する考えはない。

(16) 東京、新大阪、鳥飼の社員食堂の営業時間を7時～20時30分にし、メニュー内容、料金の改善をすること。新大阪日の出食堂の日曜日休業を見直すこと。

【回答】食堂の利用実態に合わせて営業を実施しており、そのような考えはない。

(17) 制服ズボンのポケット内布地の強度を高めること。

【回答】支社権限外事項である。

(18) 合服着用時のYシャツは、会社が貸与すること。

【回答】支社権限外事項である。

(19) 出勤時刻前にアルコール検査を行った場合は、労働時間としてカウントすること。

【回答】アルコール検査に要する時間は、労働時間である。

(20) 予備勤務の指定は、公平・公正に扱うこと。

【回答】会社は就業規則第54条及び第55条の規定に基づき適切に勤務指定しており、現在の取り扱いで問題ないと考えている。

(21) 会社は、産業医が社員との面談を必要と認めた場合、業務として取扱い全ての時間を労働時間とすること。

【回答】そのような考えはない。

(22) 30日以上勤務に就かない退職前提の有給休暇及び私傷病等に伴う有給休暇の場合、通勤定期券の払い戻し制度を廃止すること。

【回答】支社権限外事項である。

(23) 社員の有給休暇や保存休暇に於ける、会社からの呼び出しは絶対に行わないこと。

【回答】個別の状況に応じて適切に対応していく。

(24) 自然災害時における通勤障害が発生した場合、通勤手段に自家用車での通勤を認めないこと。

【回答】災害等により所定通勤経路・方法での通勤が不可能な場合は、事前に箇所長等に連絡することとしており、状況等に応じて異なる経路・方法での通勤を承認し、交通費を支給することとしている。

以上